

「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」
応募の手引き

～より住みよい江南区へ事業提案を募集～

【令和5年度開始事業】

応募期間

5月8日（月）～6月8日（木）午後3時

（5月31日（水）までに参加表明書等の提出が必須）

新潟市役所江南区地域総務課

目 次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 提案を募集する事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - (1) 事業提案を募集する課題（テーマ）
 - (2) 提案事業
 - (3) 公共的空間を活用するための支援
- 3 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
 - (1) 応募資格
 - (2) 提案数
- 4 補助金および補助対象経費・・・・・・・・ P6
 - (1) 補助金、補助率
 - (2) 補助対象経費 【補助対象、対象外の概ねの判断基準】
- 5 事業のスケジュール・・・・・・・・ P8
 - (1) 事業の流れ
 - (2) 提案後の審査および補助金交付の流れ 【スケジュール概要】
- 6 事業の選定と審査基準・・・・・・・・ P10
 - (1) 審査
 - (2) 審査基準
- 7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価・・・・ P11
 - (1) 提案事業内容等の公開
 - (2) 個人情報の取扱い、事業費の支出
 - (3) 成果の報告
 - (4) 評価
- 8 応募方法、提出先・・・・・・・・ P12
 - (1) 質問及び回答
 - (2) 参加表明
 - (3) 提案書提出
- 9 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）・・・・ P14

1 制度の概要

本市の最上位計画である「新潟市総合計画2030」において、区におけるまちづくりの方向性として、地域の特性を活かした活力と魅力あふれる区づくりを進められるよう、まちづくりの多様な主体と一体となって、区政を推進することとしています。

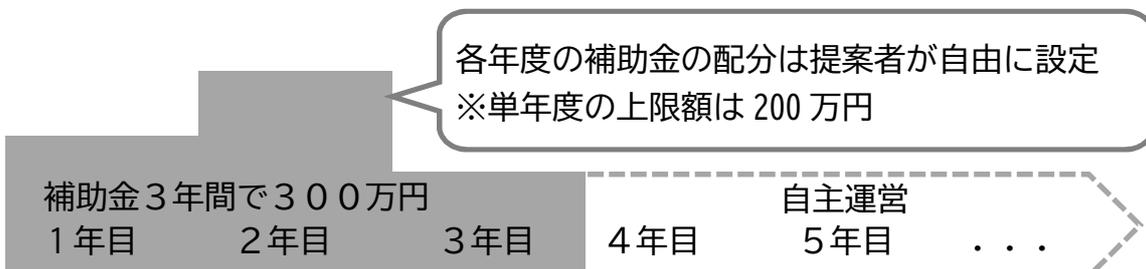
本制度は、より多様化、複雑化する地域課題の解決に向け、江南区が課題（テーマ）を設定し、広く民間企業、NPOや学校など多様な主体から、新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなど、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に課題を解決する事業提案を募集する制度です。

応募された提案の中から優れた事業を選定し、その提案者の事業実施に係る経費を補助します。

制度のポイント

- 課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。
 - 事業費の一部を市が助成します。
 - ・補助期間は、連続する3年度以内。
 - ・補助上限額は、3年度で300万円。
 - ・各年度の配分は、提案者が自由に設定できます。ただし、単年度の補助上限額は200万円。
- ※補助金の採択は年度ごとに行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。
- 補助期間の終了後も、事業推進主体が自立していくことにより、補助金に頼らず自主運営・自主財源で引き続き事業を実施事業を前提としています。

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】



2 提案を募集する事業

(1) 事業提案を募集する課題（テーマ）

公共的空間を活用した江南区農産物の販売促進および販わいの創出

【課題（テーマ）の趣旨】

公共的空間を活用したマルシェや活性化イベントの開催により、江南区農産物の販売・PRや、地域の販わい創出を図りたい。

【現状・背景】

- ・江南区は、市街地周辺に農地が近接している特性があり、区の魅力である地元農産物を区民に身近に感じられる取組を進めている。
- ・歴史的な地域資源である「亀田三・九の市」の出店者数が減少傾向にあり六斎市の活性化につながる取組を進めている。
- ・人口減少や少子高齢化を背景に、地域の暮らしに根差した商業施設や店舗が閉店している。

【期待・希望すること】

- ・農産物の販売促進とさらなる地産地消の推進
- ・新たな交流が生まれる販わいの創出
- ・地域の活性化

(2) 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続し続けることが絶対条件ということではありません。

(3) 公共的空間を活用するための支援

区役所は必要に応じて市の公共空間の活用に関する手続き等への相談、事前調整や同席など支援を行います。市以外の空間の活用については、ご相談ください。

3 応募について

(1) 応募資格

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

- ①事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- ②提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること
- ③新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること
- ④宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑤政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑥特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- ⑦公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
- ⑧暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑨暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑩役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと
- ⑪暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- ⑫自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと

- ⑬暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと
- ⑭その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。

※現所在地についても新潟市内に限定いたしません。事業実施に支障がないことが前提となります。

※学生などの場合、複数人で構成されるサークル等としての応募は可能です。

(2) 提案数

1つの課題（テーマ）に対して、1団体あたり1提案のみとします。

なお、同様の課題（テーマ）であっても、他の区役所や市役所本庁各部の異なる部署が提示（募集）するものは、別の課題（テーマ）となりますので、それぞれ1提案まで応募できます。

4 補助金および補助対象経費

(1) 補助金、補助率

連続した3年度以内で、300万円を上限に補助します。

3年度内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。

ただし、単年度の補助金は200万円が上限額になります。

補助率は、10/10です。

※補助金の採択は年度ごとに行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保障するものではありません。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

提案する事業が、国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

(例) 空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用（人件費、備品購入費、消耗品費など）については、本制度の補助対象になります。

【補助対象、対象外の概ねの判断基準】

<p>補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（事業実施に直接必要な人件費） ・ 報償費 ・ 委託料（※1） ・ 旅費 ・ 備品購入費、消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 郵便料等 ・ 保険料 ・ 使用料、賃借料 ・ 工事請負費 ・ その他市長が必要と認める経費
<p>補助対象外経費 または 補助対象経費から 控除される経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施を伴わない、会議体だけの運営費 ・ 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） ・ 建物の賃貸借における敷金及び礼金 ・ 建築工事等の手続き等に要する費用 ・ 新潟市が団体に賦課する税金 ・ 国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金が充当される経費と同一種の経費 ・ その他市長が補助対象として不相当と認める経費

※1 委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超えることはできません。

ただし、複数の団体で構成される提案者の場合、各団体の事業費の負担割合は問いません。

※2 提案事業とは関係のない団体にかかる人件費、事務所費、光熱水費などの経費が、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

5 事業のスケジュール

(1) 事業の流れ

令和5年度事業の実施期間は令和6年3月末までです。令和6年度事業の実施スケジュールは別途お知らせします。

(2) 提案後の審査および補助金交付の流れ

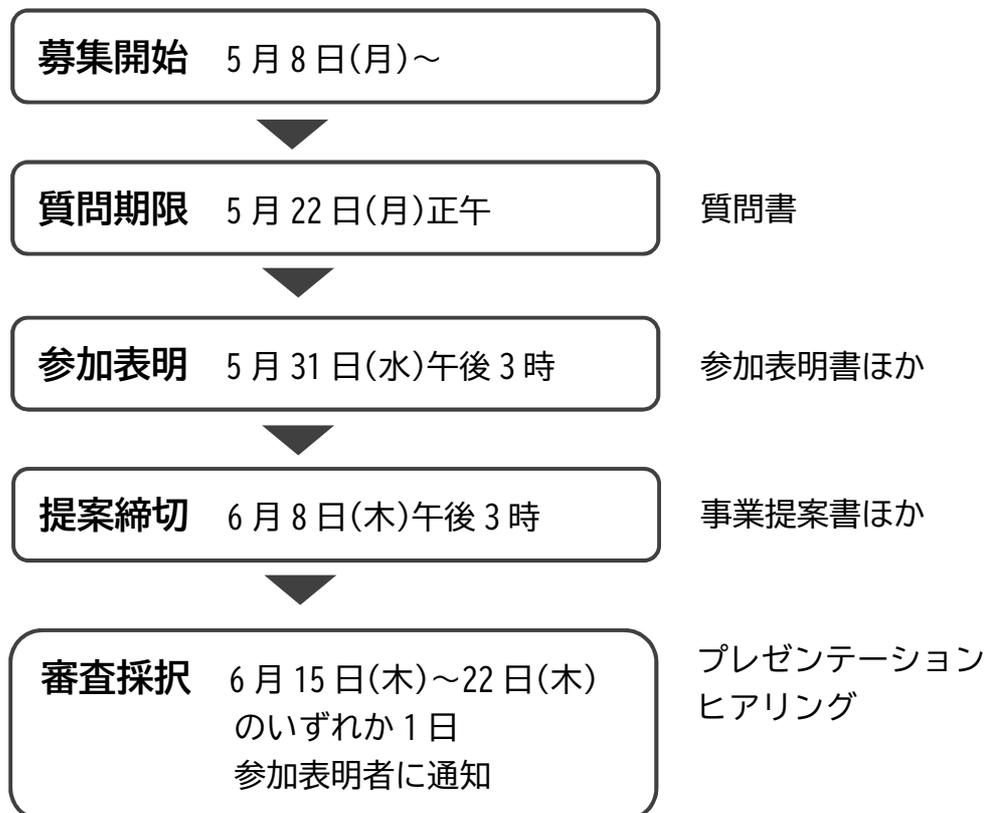
新規に提案された事業は、審査（プレゼンテーションを実施する場合あり）を経て採択された場合、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

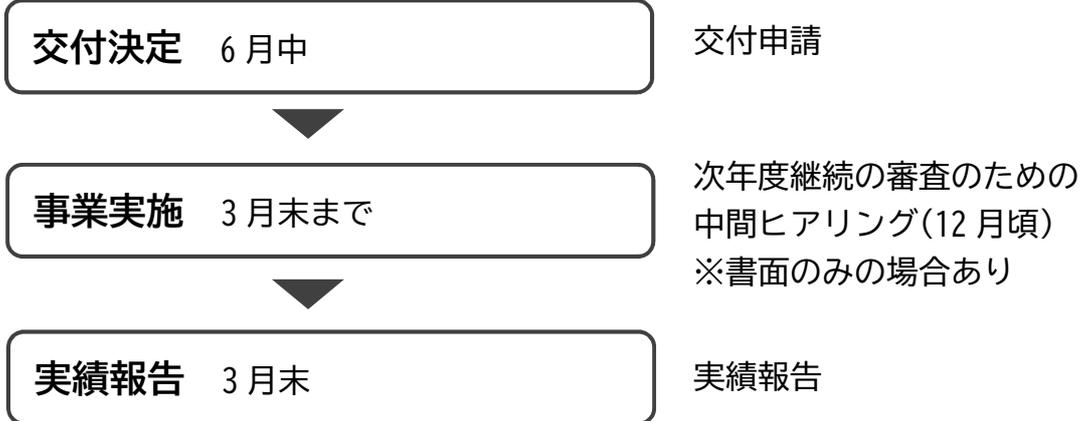
また、採択され補助金が交付された事業について、2年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査（中間ヒアリング）を経て、改めて採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

【令和5年度事業実施分のスケジュール概要】





内容	日時	備考
市報による広報 ホームページテーマ公表	5月7日(日)	
(1)募集開始	5月8日(月)~	
(2)質問提出期限	5月22日(月)正午	
随時質問回答	5月23日(火)まで	
(3)参加表明の締切	5月31日(水)午後3時まで	
(4)提案書提出締切	6月8日(木)午後3時まで	
(5)審査(プレゼンテーション・ヒアリング含む)	6月15日(木)~22日(木) いずれか1日	参加表明者に 通知
(市)選定結果通知書送付	審査日翌日	
(6)補助金申請	6月中	
(市)補助金決定通知	6月中	
(7)中間ヒアリング(次年度継続の審査)	12月頃	書面のみとする 場合あり
(8)実績報告	3月末まで	
(市)補助金確定通知	3月末まで	
(市)補助金支払	5月末まで	
(市)事業評価・公表	5月末まで	

6 事業の選定と審査基準

(1) 審査

事業の選定は、提案事業者からのプレゼンテーションを受け、地域住民の代表者や有識者などのほか、課題（テーマ）を提示した課（関係する課を含む）の職員で構成される審査委員会で行います。

なお、審査の状況により、2次審査を実施する場合がありますが、1次審査のみで事業者を決定する予定です。

(2) 審査基準

	主な評価の視点	配点
1. 課題の認識	公益性のある課題の解決の取組と判断できるか	5
2. 計画の妥当性	事業目的や事業計画が妥当であり、事業が実現できると判断できるか	5
3. 事業効果	事業の大きな効果が期待できるか	10
4. 企画力	課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算での費用対効果を含む）	5
5. 実施能力	事業を実施にあたっての知識、経験等から事業遂行能力および継続性は充分か	5
6. 先駆性・新規性	事業の先駆性や新規性が判断できるか	5
7. モデル性・普及性	市内他地域への波及効果があるなどモデル的な事業か	5
8. 継続性・発展性	継続性や発展性があると判断できるか	10

※最高点数を獲得した提案者を第1位として選定します

※各審査委員が評価した点数の平均点が30点を下回る場合は失格とします

7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 提案事業内容等の公開

- ・提案のあった全ての事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。
提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- ・審査結果は公表します。
- ・事業実施後の事業成果や評価は公表します。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

- ・事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してください。

(3) 成果の報告

- ・提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。
- ・提案事業の内容により、事業開始後に事業の進捗状況などの中間報告をしていただき、中間ヒアリングを行うことがあります。

(4) 評価

- ・報告いただいた事業の成果等をもとに、各事業について事後評価を行います。

8 応募方法、提出先

提出先・問い合わせ先にメールにて提出してください。

(1) 質問及び回答

ア. 提出期限

5月22日(月)正午まで(必着)

イ. 提出書類

- ・質問書

ウ. 質問回答

5月23日(火)までに随時メールにて回答。質問への回答はホームページにも掲載。

(2) 参加表明

ア. 提出期限

5月31日(水)午後3時まで(必着)

イ. 提出書類

- ・参加表明書
- ・応募に関する誓約書(様式第2号)
- ・納税証明書(新潟市制度用)(※1)

(3) 提案書提出

ア. 提出期限

6月8日(木)午後3時まで(必着)

イ. 提出書類

- ・事業提案書(様式第1号)
- ・団体の概要に関する調書(任意書式)
- ・団体の定款、規則、会則等(任意書式)
- ・事業計画書(任意書式)(※2)
- ・収支予算書(任意書式)(※3)
- ・前年度の活動報告書及び収支計算書(任意書式)(※4)
- ・その他事業に関する資料(任意書式)

※期日までに参加表明書等を提出した上で事業提案書を提出すること。
※プレゼンテーションで用いる場合はA4判で6部用意すること。詳細についてはP14ページ参照。

※1 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体のみ。

※2 課題解決に向け、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き自主運営・自主財源で継続実施される場合、引き続き自主運営等で実施される最低2年度分の事業計画書を提出してください。

5年以内に課題解決する見込みの事業の場合は、解決する見込みの年度までの全ての事業計画書を提出してください。

※3 上記事業計画書と同年度分を提出してください。

※4 前年度に存在していない新規団体は、提出不要です。

提出先・問い合わせ先

新潟市江南区役所 地域総務課 企画広報グループ

住所 〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号

電話番号 025-382-4619

メール chiikisomu.k@city.niigata.lg.jp

9 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

（1）プレゼンテーション・ヒアリングの構成

提案内容プレゼンテーション 10分以内

審査委員ヒアリング 10分以内

※ただし、応募多数の場合は時間を短縮する場合があります。

（2）実施日

6月15日(木)～22日(木)いずれか1日 ※日時は参加表明者に連絡します。

（3）プレゼンテーションの留意事項

- ア. 提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションは実施する。
- イ. プレゼンテーションは提出した資料を用い実施すること。当日の追加資料は原則認めない。
- ウ. プレゼンテーションで使用する「その他事業に関する資料」は、A4判で表紙をつけ、ページ番号を記載し作成すること。
- エ. プレゼンテーションで使用する「その他事業に関する資料」は、P10「6事業の選定と審査基準」の「(2)審査基準」の見出し(1. 課題に認識、2. …)の名称とその記載順序をそのまま用いること。
- オ. 事業者を特定できるような表現（事業者名や社章等）は記載しないこと。
- カ. プレゼンテーションで使用する「その他事業に関する資料」は、6部作成すること。うち、1部は、事業者名を記載した上で提出し、残りは事業者名を記載せず、提出すること。
- キ. 応募に関しての必要となる費用は、応募する事業者の負担とする。

— 提出先・問い合わせ先 —

新潟市江南区役所 地域総務課 企画広報グループ

住所 〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号

電話番号 025-382-4619

メール chiikisomu.k@city.niigata.lg.jp